

平成29年3月10日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成29年3月10日
開会 10時00分 閉会 11時12分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 野原恵子
委員 板垣良輔 小田新紀 岡本眞利子 千葉幹雄
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 小島智恵 中橋友子 藤原孟
- 5 事務局 事務局長 細澤正典 議事課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 6 審査事件
 - 1 付託議案の審査について
陳情第1号 「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情
 - 2 その他
- 7 審査結果
 - 1 付託された議案の審査について 別紙
 - 2 その他 別紙

総務文教常任委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(開会 10:00)

○委員長(寺林俊幸) 大変ご苦労さまです。

ただいまより、総務文教常任委員会を開催いたします。

本日の議題については、お手元に配布のとおりになります。

まずはじめに1番、付託議案の審査についてであります。

陳情第1号、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情についてであります。

本委員会に付託されました、この陳情について、委員の皆さんからご意見をいただきたいというふうに思います。挙手を願い、ご意見をよろしくお願いいたします。

板垣委員。

○委員(板垣良輔) この陳情の内容について、陳情書としては少々長くて、いろいろと勉強したつもりでおりますが、少々過激な文言が散見しますが、この内容としては、趣旨としての誤りというのは、ないように見受けられます。そんなところです。

○委員長(寺林俊幸) 他に意見はありませんか。

小田委員。

○委員(小田新紀) 陳情提出者の言わんとしている趣旨という部分については、非常に理解するところでもあります。

ただ、今、板垣委員もお話ししたとおり、文言の部分で、何とかは嘘であるとか、そういう部分も含めて、ちょっと偏った部分も見受けられるのかなというふうな思いもしております。

また今、国の状況もどうなるか、ちょっと見通しが立たないというような部分もありまして、より慎重に審議する必要があるなというふうに感じております。

○委員長(寺林俊幸) 他に意見はございませんか。

千葉委員。

○委員(千葉幹雄) 非常に中身が幅広くて、実際に動いている全容が明らかになっていない部分もかなりあるようで、これ閣議決定が、全容がはっきりつかめないのだろうと思うのです。これやっぱり非常に大事なところですから、きちとした形が出てきて、やっぱり本当に深い審議をしていくということになると、国会並みとは言いませんけれども、かなり議論を深めていかななくてはならないだろうというふうに思うのであります。

それで、きょう、まだ動いている部分もあったり、まだ全容がはっきりしないということがあります。きょうは、実質、付託されてはじめての審議でありますし、いずれにしても、どういった結論かは別として、出していかなければならないと思うのですけれども、少しここは時間を掛けて私はやっていくべきでないかなというふうに思っているところでもあります。

○委員長(寺林俊幸) 野原委員。

今、閣議決定されていないということで、ここの法案ということで流動的だという発言がありました。

しかし、この陳情によります、テロ等組織犯罪準備罪ということですが、今までこれと同じという法案の内容、ほぼ同じということで、2回出されてきております。

そういう中では、今までとは別な法案とは言いながらも、今国会で出される前に議論にもなっておりますけれども、中身はほぼ同じだということがずっと論議されておまして、一方では、まだ精査されなければならないという、今、発言ありましたけれども、中身の柱とするところは、今までの提案されたものと同じ内容になるのではないかとということで議論されております。

ですから、様々な弁護士会ですとか、それから、いろいろな団体でこの法案に対する危険性、国民の内心の自由を縛るものだ。柱はそこだということで、反対の声も広がっております。

ですから、出される前に、閣議決定される前に、国民のそういう内心の自由を縛る危険性のあるものには、国民の声を届けなければならないというふうに思いまして、この意見書に対しては、やはりこの委員会できちんと結論を出して国会に届けるということが大事ではないかというふうに思っています。

○委員長（寺林俊幸） 他にありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 私もこの陳情におきまして、自分なりに精査をしたところであります。内容が多岐に渡っているというふうに私も感じたところでございます。そしてまた、ちょっと過激なところもあるように感じ、若干決めつけている部分等も私には感じられたところです。

国といたしましても、TOC条約の提携には国内法の様々な問題点もあることから、やはり整備をしないといけないというようなこともあるかと思いますが、この陳情を見る限りでは、やはり脅かすような文言も入っているというようなこともありますので、しっかりと文言整理などもすることも必要ではないかと思っております。この陳情をもう少し慎重に審議をしていくべきではないかなと思っております。

また、先ほどいただいた資料の中にも、各町村の状況なども出ておりましたので、そういうところも精査しながら、もうちょっと時間を掛けて審議が必要ではないかなと感じたところであります。

○委員長（寺林俊幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 他町村の動向ということも言われました。確かに、今、資料もいただいております、土幌ですとか、帯広ですとかという、そういう状況も示されておりますけれども、やはりこの幕別の議会に提出された町民の意思というところでは、やはりこの幕別の議会では、議会としてしっかりと審議していくことが必要ではないかというふうに思います。

○委員長（寺林俊幸） 大変失礼をいたしました。先般、資料として出されていた中での皆さんの意見を伺わずに進めてまいりました。

お手元に他町村の状況についてはお配りしております。内容をご確認いただきたいというふうに思いますけれども。

それぞれの委員からご意見を伺いました。内容について、概ね趣旨には理解できるという方もいらっしゃるかもしれませんが、また内容について慎重に審査をしなければならないというようなご意見もございました。

今後の進め方もございますけれども、今後の審査の流れについてもありますけれども、

ここでもう少し内容について意見をいただきながら審議を続け、そのあと流れを決めていきたいというふうにも思っておりますけれども、はじめてという中での議論でありますけれども、ちょっと議論を深めていきたいというふうにも思っておりますので、さらに皆さまからご意見をいただければなというふうに思います。

野原委員。

- 委員（野原恵子） 今、政府がこの国会に提出しようとしている、このテロ等組織犯罪準備罪、この中にはテロという文言が入っていなかったということもありまして、テロというのであれば、最初からこの法案の中にテロを目的にしているということが明記されてはじめて、そのテロに対する法案だということが明らかになってくると思うのですが、それが入っていないくて、あわててこれから入れていくということも明らかになってきております。

そして、このテロ対策であるのであれば、オリンピックに向けてということで、首相は言っております。しかし、オリンピックの委員をしている方の、大学の教授ですけれども、その人の発言によりまして、オリンピックに必要な法整備を検討する文部科学省のワーキンググループの代表を務めている方の発言ですけれども、その中で議論されてきたのは、ドーピングと言うのですか、そのところを議論されてきて、共謀罪のことを審議された経過は一度もないということなのですね。

それで、国際組織犯罪防止条約の締結には共謀罪が必要だという、そういう理論も理由も成り立たないということを発言されております。こういう、このテロということであれば国内法でも十分法案がありまして、今、日本には13本のテロ防止条約を締結しているということなのです。13本あるということなのです。

テロに対する、こういう条約があるのになぜ、今、テロ対策として、この法案を提出しようとしているのか、そのところもしっかりと論議していかなければならないと思っております。

内容、狙っている、政府が何と言うのでしょうか、表現の仕方ですけれども、政府が主にこの法案を成立させたい、その狙いは何なのかということを十分に議論し、把握し、そして国民の立場に立った議論をしていくことが必要ではないかというふうに思います。

- 委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

- 委員（千葉幹雄） 今、国際組織犯罪防止条約の関係ですけれども、国連に加盟する約200近くあるわけですが、198ですか。その中で187の国が締結をして、未締結なのは、我が国を含めて11か国ということで、今現在、世界情勢、刻々と変わっていく中で、最近特にISですとか、それ絡み、いろいろな宗教関係もあるのでしょうか、世界中でテロが頻発している中で、やはりこの条約を締結をしていないと、いろいろな情報のやり取りができないというのでしょうか、入ってこない。あとはまた、そういう捜査協力ですとか、身柄の引き渡しですとか等々、やはり非常にそういう意味では、テロに対しては心配な状況が考えられるわけでありまして。

そして、2020年には東京オリンピックということで、世界的なイベントが控えている中で、当然、テロ集団、狙う人にとっては、人の多く集まるところでテロを決行することが一つの目的になるわけですから、いろいろな考え方はあるのでしょうかけれども、やっぱり世界の流れ、潮流がそういう流れで、テロを抑えようという流れがあるわけですね。

から、そこは通常の国民というのでしょうか、善良な市民がね、そういう、いろいろな団体に入っている人たちだとか、そういう人たちが、いろいろな話し合いだとか打合せただけで捕まるのではないかというような風潮がありますけれども、私はそんなことは決してないというふうに思っておりますし、やはり日本はそういう意味で法治国家ですから、三権分立がきちっとしているわけですから、もし万が一そういうことがあったとしても、そこはそういうことがないのであれば、そこはきちっと裁判でなるのでしようし。

ですから、何もかにもこれをやると、何と申すのでしょうか、無実の人も捕まるようなことを言っている人もいますけれども、私はそんなことはないのだろうというふうに思っていますので、やはり今の世界的な状況、あるいはまた、これからに向けたいろいろなことを考えると、この世界の流れからいっても、こういった法案というのは必要になってくるのだろうというふうに、トータルとして、そんなような気持ちを持っております。

○委員長（寺林俊幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 私も、今、千葉委員が言われたように、やはりテロの未然防止という観点からの法案だと思うのですよね。それで、犯罪の構成要件も明確にしたということもありまして、NPO法人や労働組合、一般企業などには対象にはならないということで、そういうところもしっかり加味していると思うので、こういう法案につきましては、この先のオリンピックに関係しても、やはり、何と申すのですか、日本がテロの標的にならないというようなことも踏まえなければいけない。

やはり国内法の中には、まだまだ分からないような穴があって、そこからテロが侵入するということもあり得るのではないかと思いますので、やはりこの法案については、幕別町としても、しっかりとこの陳情を審査していったほうがいいのではないかと感じます。

○委員長（寺林俊幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） 私は法案自体に関しては、いろいろと懸念するところもあります。今、新聞等々でいろいろな見方でこの法案について出されております。そこまで心配するものではない、あるいは、先ほどありましたようにNPO等々もそういった位置付けでは大丈夫だというようなことがあります。その辺りも実際、今のところ、まだ不確かな部分もかなりあると、その中で与党内でもいろいろと論議されているという部分の現実もあるかというふうにみております。

また、首相が変わったときに、その法案を使う指導者が変わったときに、また違う見方をされるのではないかというような懸念もあって、本当にこの法案が今のままでいいのかというような懸念は確かにあるのですけれども、だからこそ現在の陳情を出された内容について、やはりある程度決めつけてという部分で提出されている、意見を述べられているという部分もあります。それが事実か事実でないかという部分の見極めという部分も、少し国の動向の時間を掛けて、この法案がどうなっていくかということを見極めていくべきではないかというふうに考えています。

○委員長（寺林俊幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、法案の中なのですが、その中でも法案の中身が明らかになって

いる部分もあります、国会中で。そういう中では、NPOとか宗教団体、それから草野球チームや同窓会のメール送信名簿ですね。こういうものでも会話の中身ですとか、そういうものが変わった場合には、元のそういうものとは関係なく、中身が変わった場合には、この法案の対象になると法務大臣が答えているのですよね。

ですから、それを誰が判断するかといったら、捜査機関が判断する。ですから入り口が違って外に出るときには、この法案の対象になるということを大臣が答えているのですよね、国会の中で。そして、メールだとかラインだとか、そういうものも対象になるということ、はっきり答えているのですよ。

ですから、そういう危険性があるということと、テロはどうして生まれてきたかという、そういうところもしっかりと検証していかなければならないというふうに私は思っています。

ですから、オリンピックのためのテロと言っていますけれども、それはやはり、日本のその法律の中にも、テロの対象になる、そういう法もあるということで、そういうところまで遡ってしっかりと論議していくというふうになれば、必ずしも今、出そうとしているこの組織犯罪のこの陳情に出されている法案が、柱はテロ対策ではないのだということが、だんだん今の段階でも明らかになってきているわけですから、そういう危険性も国民の内心を縛るというそういうことを考えれば、やはりきちんと結論を出していくべきではないかというふうに私は思っています。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 今、野原委員の発言がありました。そういうことを言われているのは私も承知しています。要するにNPOですとか、いろいろな団体がありますよね。それでいろいろな話を、それはいいと。ただ目的が犯罪の実行に一変したらと言っているのですよね。ということは、悪いことをしようというふうに変ったということですから、それは、悪いことではなくて本来の会の中で、いろいろな話をするには、それは差し支えない。ただ、その目的が悪いことをしようと、テロだとか犯罪を犯そうとして一変したらと言っているわけですから。ということは、一変するということは悪いことをするということですから、それはもう、やっぱり犯罪を取り締まる意味では、ある程度しかたがない。

ただ、一変しないで当初の目的、NPOにしても、いろいろな団体にしても、その範疇でいろいろな話し合いをしたり相談をしたりすることは、それは犯罪の対象外なわけですから。ですから、そこは、僕は一変したらやると言っているから危ないとかというのは、一変するというのは悪いことをするという意味ですから、ですからそこは、反対の理由には私はならないような気がするのですけれどもね。

○委員（野原恵子） その一変したらという、その判断はどこがどうするか。それは、そういうNPOですとか、それから宗教団体、今、言いましたように草野球チームだとか同窓会とか、そういう中身を誰が判断するか。一変した、その一変した内容を誰が判断するかということは、私はこれはやはり、今、言われております盗聴だとかそういうようなことも選挙の後に問題になりましたよね。草むらにカメラがあっただとか、それから盗聴用の機具があっただとか、そういう危険性がある一変だというふうに思うのですよね。

それから、悪いこととは何かということなのです。千葉委員が発言された悪いことの中身というのはどういうことなのかということも、しっかりと例を出して検証していかなければならないと私は思います。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 悪いことというのは、法に触れることですよね。早い話が一言で言うと。そしてやっぱり誰が判断する、これは捜査当局しかないですよね。我々が判断するわけにはいかないわけですから。そこは100%間違いがなかったかという、そうではないと思うけれども、ただ、そういう中で裁判があって、誤認であればそこはそこで正されていくのでしょうし、やっぱりそういう、私は恐れはないとは言わないけれども。

ただ、やっぱり現状を鑑みると、そういう一つのものがないと、何というのでしょうか、先ほど岡本委員もおっしゃっていたように、入り込む隙というか、そういうものを与えない、これはある意味では抑止にもなるのだらうと思うのです。こういうことを整理することによって。

ですから私は、善良な国民、市民が住民が、普通のことをやっていれば、これによって間違いがあってもすぐ逮捕されるとか、そのようなことは僕はあり得ないというふうに、今の中では日本の法治国家の中では、そう思っております。

○委員長（寺林俊幸） 野原委員。

○委員（野原恵子） 善良な市民は逮捕されるようなことはない。法治国家だと言われております。三権分立もきちっと確立されているのではないかと。しかし今、それが本当に保障されているかという、三権分立が保障されているかといったら、そうでない部分も確かに、今、国会の中でも明らかになってきております。そういうことも踏まえまして、善良な市民が逮捕されるようなことがないのであれば、なぜ弁護士ですとか、法曹界の中で、この法案に対する反対の声が出てくるのか。そこが私は非常に懸念される部分であるというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） 板垣委員。

○委員（板垣良輔） 町内会とか草野球チームがその内容というのでしょうか。あるとき一変させて悪いことをするというときには、この共謀罪、テロ等準備罪の対象になり得るという話に少し戻るかもしれないですけども。

草野球チームがいつの間にか、今度、国家を転覆させるために明日から集まろうよみたいな話になるということを懸念して、法務大臣がそのような発言なのだろうと思うのですけれども。見かけは草野球チームなのですよね。見かけは草野球チーム、善良な市民が国家転覆を狙うような悪いことを企むような人たちに変ったかというのをどのように察知するのだろうかと思うのです、捜査当局が。

日常的に怪しいとか、あるいは怪しくなかったとしても監視し続けていないとそういうことを捜査当局は察知できないと思うのですよ。捜査当局が一般市民、見かけ上、善良な市民と善良でない市民で、見かけ上の差はないですからね。善良であろうとなかろうと関わらず監視する社会、監視され続ける社会に繋がっていく懸念があるのではないかとこのように感じております。はい、そのようなところです。

○委員長（寺林俊幸） 他にご意見はございませんか。

ないようですけれども、委員の皆さんのご意見を伺いながら、その中には陳情の審査

については慎重に時間を掛けてというようなご意見がいくつかございました。今、意見の中でも言われておりましたとおり、各党での審議の中で、今、この陳情が出されているわけでありませけれども、多くの課題がまだ残っているのかなど、皆さんからのご意見の中でございました。

そのようなことを踏まえていけば、本日結論に至ることは必要なかどうかということに繋がっていくかと思えますけれども、このことについて、あらためて委員の皆さんにお伺いして決めていきたいというふうに思えますけれども、いかがでしょうか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 今、閣議決定が延ばされている、そういう状況でもあります。けれどもこれだけ、今まで2度同じような法案が出てきて、前二つは中止になっていますよね。こういうような中で、中身は違うと言いながらも、国会論戦の中で同じ状況だということが明らかになってきております。

そういう意味では閣議決定される前に、国民の声としてやはり議会の意思というのをはっきりさせていくことが必要ではないかというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） 他にありませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 私はこの陳情に対して、いろいろな思いで自分の頭の中で整理をしたのですが、国の動向がそういうような状況になっている中で、採択ありきの状況でこの陳情を出されるというよりは、もっとしっかりと本当に考えなければいけない、しっかりと精査しなくてはいけないところがやはりあるので、ここで法案が成立する前にというよりは、もっと議論をすべきではないかと感じます。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） 私もですね、まだ閣議決定されるされるという話は確かにありますけれども、まだ少し国のほうでも動くというふうに自分の中ではみています。なので、そういうことも含めて、この陳情の先ほどから出ている文言も含めた細かい部分も含めて、もう少し時間を掛けていきたいなというふうに思っています。

○委員長（寺林俊幸） 他にはありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 私もですね、先ほども申しあげたのですが、やはり、まだ流動的な部分もあるのだろうと思うのです。やはり当初、共謀罪ということで国も走ってきて、与党等で揉んでいる中でやはり、もっとそのはつきり、テロだったらテロに向けた法案なのだという事を出していかないと国民の理解も得られないのではないかなというように、ちょっと柔軟にね、変わってきたこともあったりするものですから、もう少し状況をみながら、我が委員会としても、これは幕別町を代表して、議会を代表して出す意見書ですから、これはやっぱり慎重にしないと。

出したあとから変わって、これだったら良かったのになということになると、これはとんでもない話にもなりますから、もう少し国の動向も注視しながら、世論も注視しながら、我が委員会としては結論を出していくべきだというふうに思います。よって、きょうのところは結論まで至らないというふうに私は思っております。

○委員長（寺林俊幸） 他にはありませんか。

ないようでありますので、ただいま、委員の皆さんのご意見を伺いました。大変重要な案件であります。法に出された陳情でもあります。委員長の立場といたしましては、これはやはり、幕別町議会としての意見を決めていくということからして、時間を掛けてさらに慎重審議が必要だというご意見を尊重して、閉会中の継続審査とさせていただきたいと思っておりますけれども、それにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(寺林俊幸) 暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○委員長(寺林俊幸) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

本審査については、先ほども申しましたけれども、これまでの委員会の流れとして継続が必要だという委員の意見を尊重してまいりました。そのことを踏まえて、この陳情審査については閉会中の継続審査といたします。

野原委員。

○委員(野原恵子) それでは、国会の動きをみながら、閉会中であっても手前に引き寄せてこの陳情書を審議するというを明記していただきまして、閉会中の継続審査というふうにしていただければと思います。

○委員長(寺林俊幸) 千葉委員。

○委員(千葉幹雄) それは越権行為だと思います。これから新しい委員会構成をされるわけですから、その中でどうするかということを議論してもらえばいい。そういうことだと思う、ルール上。そこは、法に触れるか触れないかは別として、審議上、新しい委員会が構成されるわけですから、その中で議論してもらって、今、野原さんがおっしゃるように必要であれば、それはやるでしょうし、そこはそこまで我々が拘束すべきではないと思います。

○委員長(寺林俊幸) 野原委員。

○委員(野原恵子) 私ちょっと、議会の必携を持ってきていないのですけれども、それはどうなのですか。千葉委員の言われるようなとおりなのですか。それちょっと調べてください。

○委員長(寺林俊幸) 暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○委員長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き会議を始めます。

先ほど、野原委員からいただきました、閉会中の継続審査の審査の進め方についてご意見をいただきました。このことについては、私は委員会としては常時機能を果たしているというふうに考えておりますので、委員会構成が変わったとしても、それは機能を果たしていけるというふうに思いますので、次期のメンバーが変わった時点で急展開したとしても、その委員の皆さんに委ねたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で委員会の中継を終了いたします。